

さいたま市告示第875号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和8年5月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市浦和区駒場一丁目121番2、121番3、121番4、121番5、121番6、121番7、121番8、121番9、121番10、121番11、121番12、121番13

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市中央区新都心11番地1 JRさいたま新都心ビル
大和ハウス工業株式会社 北関東支社 支配人 徳永 光彦

3 許可番号

令和8年4月17日

第 変 - S 2 0 2 5 0 1 1 号

4 検査済証番号

令和8年5月20日

第 完 - S 2 0 2 5 0 1 1 号